

国保中央病院一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

この仕様書は、国保中央病院組合管理者（以下「委託者」という。）が委託する一般廃棄物収集運搬処理業務を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務の概要を示すものである。受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例を遵守し、関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

1 目的

病院施設内から出る一般廃棄物の収集運搬処理業務を行うことにより病院施設を清潔良好な状態に保ち、病院業務の円滑な運営に寄与する。

2 業務場所

国保中央病院構内（奈良県磯城郡田原本町宮古404-1）

3 契約期間及び業務履行期間

令和8年7月1日 ～ 令和9年6月30日

4 法令順守

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令並びに行政指導等を熟知し、病院より排出される廃棄物を適正な状態で、保管場所から処理場へ収集運搬処理すること。

5 業務内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに関係法令を遵守して一般廃棄物の収集運搬を行う。
- (2) 国保中央病院から発生する一般廃棄物等を収集し、御所市クリーンセンター（奈良県御所市大字栗阪293番地）に搬入処理する。ただし、リサイクル品については自社施設で処理することも可とする。
- (3) 許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。
- (5) 廃棄物の種類ごとの収集運搬については以下のとおりとする。
 - ① 一般廃棄物（紙類・生ごみ等）
 - ア 収集頻度 : 月曜日から土曜日の週6回とする。
 - イ 収集時間 : 原則午後5時～午前8時30分までの間とする。

ウ 業務内容 : 国保中央病院の一般廃棄物の保管庫より回収し、御所市クリーンセンターへ運搬し、適正な処理を行う。

② 不燃性廃棄物・リサイクル品（ビン・缶・ペットボトル・ダンボール等）

ア 収集頻度 : 月曜日と金曜日の週2回とする。

イ 収集時間 : 原則午後5時～午前8時30分までの間とする。

ウ 業務内容 : 国保中央病院の一般廃棄物の保管庫より回収し、御所市クリーンセンター又は自社処理所へ運搬し、埋立処分又はリサイクルする。不燃性廃棄物等については、可能な限りリサイクルに努めること。

6 予定数量

廃棄物の予定数量は以下のとおり。

種類	予定数量
一般廃棄物	700ゴミ袋 × 約100袋/日 ※1袋あたり概ね5kg程度
不燃性廃棄物（ビン、缶、ペットボトル）	450ゴミ袋 約600kg/月
不燃性廃棄物（ダンボール等）	約600kg/月

※ 予定数量は、令和7年度の実績数量により算出しています。

7 入札書の記載

入札者は、「6 予定数量」により積算し、入札書に年額を記載すること。なお、廃棄物の収集・運搬・中間処理（焼却）・最終処分（リサイクル等）までの全ての費用を記載することとする。

8 提出書類等

- (1) 受託者は、事前に実施計画書を提出するとともに省資源、省エネルギーを徹底する。
- (2) 関係書類及び法的に必要な測定・点検記録等は、常に整理し保管する。
- (3) 業務に従事する技術員の経歴書を事前に提出する。
- (4) 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行うこと。

9 費用負担

本業務を遂行するのに必要な物品・工具類等一切は受託者の負担とする。

また、費用負担区分の不明瞭なものについては、委託者と協議をし、決定するものとする。

1 0 業務の引き継ぎ

本業務を新たに受託した者は、事前に前任受託者より、業務の遂行に必要な事項について十分に引継ぎを受け業務を行うこと。

また、業務履行期間終了時は、後任受託者が業務を円滑に遂行できるよう適切に業務の引継ぎを行うこと。

1 1 その他

- (1) 受託者は、収集運搬業務を他事業者に再委託してはならない。ただし、緊急かつやむを得ない特別な事情が発生した場合等は委託者と協議を行うこと。
- (2) 業務従事者は、受託者の定める制服を着用し、身だしなみ、言動に注意し、常に清潔にするよう努めること。
- (3) 業務履行中になんらかの異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- (4) 業務履行に当たっては、病院利用者・通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、または流出しないよう注意しなければならない。
また、受託者の責により廃棄物が飛散又は流失した場合は、受託者が清掃を行うこととする。
- (5) 業務従事者は、本業務を履行する際に使用する車両で病院構内を走行する場合、病院利用者・通行人等に注意し、危険を及ぼすことのない適切な速度で走行すること。
- (6) 予定数量は見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。
- (7) 収集運搬処理において、事故が発生した場合は、委託者の責任に帰すべきものを除き受託者が責任を負う。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の満了時においても同様とする。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。